

塩竈市災害対策本部ニュース第77号

平成23年9月30日 発行

台風15号による被害状況(27日18:30時点)

- 降雨の状況：最大時間雨量：44.5mm(21日21:00)、降り始めからの総雨量318mm
- 高潮の状況：平均潮位から1.6m上昇(21日21:16)。総力をあげて対応しましたが、床上・床下浸水や道路冠水が発生しました。現在、被害状況の調査を進めており、東日本大震災に併せて今回の台風被害の対策を進めてまいります。
- 被害状況：人的被害：なし 家屋被害：

	床上浸水	(内浦戸分)	床下浸水	(内浦戸分)	計	(内浦戸分)
住家	194	6	247	31	441	37
非住家	229	0	44	0	273	0
計	423	6	291	31	714	37

高潮警報が発表されています(30日10:48)

- 高潮と地盤沈下により、満潮時には沿岸部などで道路冠水が発生する場合があります。潮位が高い期間ですので、十分ご注意ください。

市内の放射線の測定をしています

- 測定場所：市内27箇所 ◇毎日測定：市役所 ◇週6回：4箇所、◇週1回：22箇所 結果：市ホームページで公表 お問い合わせ：市民安全課 内線245

	塩竈市役所	東部(東部保育所)	西部(月見ヶ丘小学校)	南部(第三小学校)	北部(第二中学校)
23日(金)	0.081	0.115	0.101	0.087	0.098
24日(土)	0.078	0.119	0.087	0.095	0.092
25日(日)	0.083	0.111	0.089	0.076	0.092
26日(月)	0.079	0.101	0.093	0.085	0.086
27日(火)	0.081	0.088	0.100	0.090	0.085
28日(水)	0.075	-	-	-	-
29日(木)	0.079	0.102	0.093	0.089	0.082

- 文部科学省の暫定基準は、屋外活動の制限を1($\mu\text{Sv/h}$)マイクロシーベルト毎時以上としており、市内の測定値は、この値を大きく下まわっています。○単位は、「マイクロシーベルト毎時($\mu\text{Sv/h}$)」です。1,000マイクロシーベルトは1ミリシーベルト、1,000ミリシーベルトは1シーベルトです。○校庭など広い場所の中央部で、小学校・幼稚園・保育所(園)は地上50cm、中学校と市役所は1mで測定。

23日(金)	玉川小学校	0.104	玉川中学校	0.068	さかえ保育園	0.071	バドマ幼稚園	0.108
24日(土)	第三中学校	0.077	あゆみ保育所	0.063	北浜保育園	0.081	香津町保育所	0.088
25日(日)	第二小学校	0.095	第一中学校	0.083	第一小学校	0.092	-	-
26日(月)	カトリック幼稚園	0.081	第二中央幼稚園	0.083	聖光幼稚園	0.091	中央幼稚園	0.084
27日(火)	清水沢保育所	0.090	玉川保育園	0.088	ひまわり幼稚園	0.067	-	-
28日(水)	浦戸中学校	0.105(50cm)	0.097(1m)	-	-	-	-	-
29日(木)	杉の入小学校	0.109	藤倉保育所	0.088	新浜町保育所	0.088	-	-

相談窓口について ※日曜日と祝日はお休みです。

- 総合相談窓口 場所：市役所東側駐車場仮設プレハブ 開設時間：月-土9:00-17:00
相談項目 ①生活支援関連相談・支援金・見舞金・義援金・仮設住宅など ②住宅解体関

連相談・住宅の解体・ブロック塀の解体・ガレキの除去など ③住宅修理関連相談・住宅の応急修理など

※10月15日(土)から土曜日をお休みとし、金曜日を19:00まで延長する予定です。

- 高速道路用り災届出証明書** 場所：市役所市民安全課 時間：8:30-17:00(月-金)、9:00-17:00(土) ※混雑しています。申請の際は、時間に余裕をもってお越し下さい。
- り災証明書** 場所：市役所税務課 ※土曜日は、「り災証明」「り災届出証明」「再発行」申請です。
- 被災建物の解体を補助** 対象：市内の個人・企業の敷地内の家屋(住居・事務所・店舗)、ブロック塀など。擁壁・土留めは対象外。既に業者に依頼し解体・撤去済でも、補助対象の場合あり(一部自己負担金が発生する場合)。**必要書類**：①印鑑、②り災証明書又はり災届証明書、③家屋の登記簿謄本、④身分証明書(免許証等)、⑤見積書等、⑥写真等 **申請受付**：総合相談窓口・環境課Tel365-3377 (9:00-17:00)
- 災害見舞金を支給** 対象：被災世帯(居住家屋)。全壊10万円、大規模半壊7万円、半壊5万円。**必要書類**：り災証明・住民票・預金通帳の写し。被災者生活再建支援金を申請済の方は、新たな申請は必要ありません。詳しくは：総合相談窓口。

被災したお店を再開した方に、費用の一部を支援します

- 対象**：要件を全て満たす方、①市内の中小企業・個人事業主 ②震災時に営業していた市内の商店、工場など半壊以上の被害 ③市内で事業を再開、営業中の方、**なお、被災者生活再建支援金、市の災害見舞金が適用される方は対象外です。** ●**支援額**：全壊30万円、大規模半壊20万円、半壊10万円(上限額) **必要書類**：①り災商店等再生支援金支給申請書、②り災証明書、③工事等の領収書、④預金通帳、⑤平成22年分の確定申告写し、⑥企業の場合は法務局発行「現在事項全部証明書」○審査の上、支給決定 **申請場所**：壱番館1階商工港湾課(入口を入って右側カウンターまでお越しください) **時間**：9:00-17:00(月~金/土日祝日休) **お問い合わせ**：商工港湾課 Tel364-1124

被災された産婦さんに、国際協力NGOジョイセフから義援金が支給されます

- 被災時に岩手・宮城・福島に居住し、家屋が「全壊」又は「半壊」、平成23年3月1日から12月31日までに出産した女性。支給金額：5万円 ●**申請方法**：①から④を郵送で提出 ①罹災証明書等②住民票(世帯分)③母子健康手帳の出生届出済証明(公印付)の写し④義援金申請書(※1) 申請書入手(1)FAX 請求 03-3235-9776 (2)郵送請求 (3)HPからDL http://www.joicfp.or.jp/sp/PDF/kesho_app.pdf **提出先**：162-0843 新宿区市谷田町1-10保健会館新館 国際協力NGOジョイセフ「ケショ」担当 **締切**：平成24年2月29日必着

水道部からのお知らせ

- 水道水から放射性物質(放射性ヨウ素・セシウム)は不検出です。9月6日、梅の宮浄水場の水道水の放射能測定。**お問い合わせ**：水道部工務課浄水係 Tel362-1444
- 引越しされ、以前の住居で水道を使用しない場合、電話でお知らせください。ご連絡がない場合、不使用でも基本料金等が発生します。**お問い合わせ**：水道部営業課 Tel364-1411

お亡くなりになられた方・行方不明者の状況(9月30日現在)

- お亡くなりになられた市民 47名(男性26名 女性21名)・市内で発見された方は20名(市民の方16名、市外の方2名、身元不明の方2名) ●**行方不明の方** 0名